

資料2

モデル事業（案）について

1. モデル事業候補の絞り込み

第2回検討会でイメージとして提示した、モデル事業となりうる候補（対象地域、対象鳥獣、対象感染症等の組み合わせ）について、実現可能性や現地のニーズ等を踏まえて以下のとおり事業計画の骨子（案）を作成した（表1）。

骨子（案）では、事業化に向けた計画に必要な事項（目的、対象地域、対象とする鳥獣種と感染の組み合わせ、事業内容、及び想定される体制等）についてそれぞれ整理している。

表1 事業計画の骨子（案）

対象地域	対象鳥獣*1（対象疾病／サーベイランスの種類*2）	事業計画の骨子(案)
■ ツシマヤマネコ保全のための感染症対策 (1) ツシマヤマネコへの影響が特に懸念される感染症の実態把握 (2) 当該感染症の発生の可能性と、発生・確認時の影響を低減する措置の検討		
長崎県対馬市	・ツシマヤマネコ（SFTS、イヌジステンパー、イエネコの疾病*3/P） ・シベリアイタチ、ツシマテン（SFTS、イヌジステンパー等/P） ・イノシシ、シカ（SFTS/A） ・ノラネコ（SFTS、イヌジステンパー、イエネコの疾病/A） ・ダニ（SFTS/A）	別紙1
■ 希少鳥類（ヤンバルクイナ等）保全のための感染症対策 (1) 既存事業を通じて感染が確認されている感染症についての情報収集・整理 (2) 生息域外保全個体の感染症対策の検討及び体制整備		
沖縄県やんばる地区	・ヤンバルクイナ（高病原性鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱、コクシジウム症、死因調査/P）	別紙2
■ 死亡野鳥・傷病鳥獣における感染症の実態把握 (1) 都道府県等における救護個体情報の収集・整理・分析 (2) 救護情報の一元化と共有を図るための課題の整理・検討		
全国（参加自治体）	・傷病鳥獣（死因調査/P）	別紙3

*1 下線は飼育下個体群に対する感染症対策も別途検討・実施

*2 P：受動的サーベイランス、A：能動的サーベイランス

*3 ネコ白血病ウイルス感染症、ネコ免疫不全ウイルス感染、ネコ伝染性腹膜炎（FIP）、ネコカリシウイルス感染症、ネコウイルス性鼻気管炎、パルボウイルス感染症（ネコ汎白血球減少症）

2. 配慮事項

モデル事業を実施する際に検討・配慮が必要となる事項について、以下の通り整理した。これらについては個別の事業計画の骨子（案）の中では言及していないが、モデル事業候補のさらなる絞り込みや設計などにおいて引き続き留意する必要がある。

(1) 情報の共有・公開

広く共有・公開することが望ましいが、未発表の研究データやその他の機微なデータ・情報を保護する観点等から、内容と範囲については関係者の意見も伺いながら、別途検討することが必要。

(2) サーベイランスに必要な検体数

サーベイランスを実施する場合は、その類型や目的に応じて検討する必要がある（詳細は別紙1-2参照）。

○受動的サーベイランス

異常個体・死亡個体の発見・通報に依存するため、あらかじめ想定・予測することは困難だが、一部の鳥獣種については関連する既存事業における実績が目安になる。

○能動的サーベイランス

対象個体群の個体数や（想定される）有病率、検査の感度・信頼性の観点からの算定は可能。他方で算出された検体数の採材が現実的かどうかについての検討も別途必要。

(3) 防疫措置

検体の採材及び送付を実施する場合は、対象鳥獣の取り扱いに当たっては、対象疾病にかかわらず、①当該野生鳥獣種からの感染（拡大）防止、②採材者から当該野生鳥獣種への感染防止、の双方の観点からの防疫措置が必要となる（表）。

観点	野生鳥獣に関する感染症		
	人獣共通	家畜にも感染	他の個体・鳥獣種に感染
野生鳥獣からの感染（拡大）防止	○	機械的媒介	○
採材者から野生鳥獣への感染防止*	○		

* 個体が人の管理下にある際（飼育下、生体捕獲時等）の取扱時に必要となる観点。

○採材

一般的な防疫措置としては、個人防護具（手袋、マスク等）の着用、使い捨て資機材の使用と適切な廃棄、使い捨て出来ない資機材の消毒・専用化、検体の衛生的な管理、（検体とならない／採材済みの）個体の衛生的で適切な取扱・処分、手指や靴底の消毒、着衣の洗濯等が挙げられる。

ただし、関係法での指定状況や発生状況等からマニュアル等が個別に整理されている場合には、病原体の特性に応じた適切な消毒薬の選択等、当該マニュアル等に即して防疫措置を実施する必要がある。

○検体の輸送

検査機関に検体を直接持ち込む場合などは、検体を収容した容器の表面を消毒した上で、防水性と防漏性を備えた耐久性のある容器に収納して、適正温度で輸送する必要がある。死体を丸ごと検査機関に直接持ち込む場合は、厚手のビニール袋を二重にした中に入れて、その表面を消毒した上で、さらにビニール袋で覆って口を縛るなどして密閉するなど、体液や血液等が漏出・飛散しないようにする必要がある。

検査機関に郵送等する場合は、検体収納容器のサイズや形状に適した国連規格容器に収納して万全を期すことが望ましい。検体（検査対象の感染症）によっては外箱へのラベ

ル貼付などの対応が必要となる場合がある。

傷病鳥獣等、生きた個体の運搬・持ち込みに際しては、ダンボール箱等に入れてできる限り隔離した状態を保つ努力や搬入後の適切かつ十分な手洗いや衣服等汚染時の対応等が必要となる。

(4) その他

モデル事業の円滑な実施のためには、事業実施に当たり協力をお願いする主体への説明と理解や、追加的に必要となる作業負担の増大や手続きの煩雑化をなるべく避けるための配慮が必要になると考えられる。

また、捕獲個体から採材した検体を検査に用いるような場合には、実施者に対するコスト面の配慮、関連する補助金や謝金の支払いに加え、それらの二重支払いの防止や、他事業との連携における検体の共有（残余検体の目的外使用等）に関する考え方などについても、関係省庁等間での検討・整理が必要となる可能性も考えられる。

以上